

# 食品に関するリスクコミュニケーション

牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の見直しに係る食品健康影響評価②  
～我が国の検査対象月齢の引き上げについて～

平成２５年４月２５日（木） １４：３０～１６：３０

大阪市立男女共同参画センター東部館＜クレオ大阪東＞ホール

主催：食品安全委員会

午後 2 時31分 開会

(1)開会

○司会（篠原） お待たせ致しました。只今から「食品に関するリスクコミュニケーション 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②～我が国の検査対象月齢の引き上げについて～」を開催致します。

本日、司会を務めます食品安全委員会事務局の篠原です。よろしくお願い致します。

(2) 事務局からの説明

○司会 初めに、本意見交換会は質疑応答の御発言を含めまして公開で開催致します。発言者、参加者の皆様の写真及び映像が配信、報道される可能性があることをあらかじめ御了承ください。また、説明会の内容及び資料につきましては、意見交換会終了後に食品安全委員会のホームページを通じて公表することを予定しております。

では、お配りしております資料の確認をお願い致します。お手元の配付資料一覧を御確認ください。配付資料一覧にあります資料、足りない資料がございましたら近くの係の者にお申し出ください。

なお、資料に一部誤記がございまして、修正をお願い致します。配付しております資料 2 の 2 ページ、スライド番号 3 というところがございます。その何年何月というところがございますが、おしまいの 2 つ、2012 年 2 月、それから 2012 年 4 月となっておりますが、ここが 2013 年 2 月、また 2013 年 4 月の誤りでございますので、修正いただければと思います。

続きまして、本日の意見交換会の進め方について御説明させていただきます。議事次第をご覧ください。まず、食品安全委員会事務局長の姫田尚より、牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の経過につきまして約 10 分程度御説明致します。続きまして、食品安全委員会プリオン専門調査会の座長をしていただいております麻布大学客員教授の酒井健夫先生より、評価案のポイントについて約 40 分程度御説明をいただきます。その後、10 分間の休憩を挟みまして会場の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと思います。事前にいただいております御質問につきましては、御質問の多かった事項を中心にできる限り説明の中で触れられるよう参考とさせていただきます。ただ、時間の都合上全ての質問にあらかじめお答えすることが難しい場合がございます。説明内容に含まれていない場合には、恐れ入りますが質疑応答の時間に御質問いただければと思います。

閉会は 16 時 30 分を予定しております。意見交換会の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願い致します。

(3) 講演

○司会 それでは、最初に評価の経緯につきまして、食品安全委員会事務局長姫田尚より御説明を致します。

## 牛海綿状脳症（B S E）対策の見直しに係る食品健康影響の経過について

食品安全委員会事務局長

姫田 尚

こんにちは。食品安全委員会事務局長の姫田でございます。どうぞよろしくお願い致します。今日はお忙しい中お集まり願ひましてありがとうございます。

今日は牛海綿状脳症の対策の見直しに係る食品健康影響評価ということで、先程司会の方からお話ありましたように、健康影響評価をしていただいたプリオン専門調査会の酒井座長にメーンのお話をさせていただきます。その前に私の方から、昨年の10月に答申を返しましたものについてまずお話しさせていただいて、それで全体の御理解を進めていきたいと思っております。

（スライド2）

まず、資料1に基づいてお話し致します。

まず、食品安全委員会のリスク分析、食品の安全を守る仕組みということで、我が国はB S Eの発生を契機に致しまして、10年前にリスク分析に基づいて食品安全を行っていかうということが決まりました。これは当時、既にアメリカやE Uではさらに10年前、今から20年以上前にこのような仕組みがとられていたわけですが、我が国はその時点で、10年前にB S Eを契機にやっとこのような仕組みになったということです。

まず、基本的に私どもの方でリスク評価をします。そして、厚生労働省、農林水産省、消費者庁でリスク管理をします。具体的にはどうということかということ、リスク評価というのはそういう食品の安全についてどうやっていくかということ、科学的に評価していかうと。例えば、農薬ですとA D I、具体的にどの位一日に摂取できるかという量をここで決めていきます。リスク管理ということになりますと、厚生労働省や農林水産省、消費者庁などは、厚生労働省はいわゆる食品全般について、これは輸入食品も国産の食品も合わせ管理を行います。農林水産省は生産、流通、加工、こういうところでの食品安全を守っていきます。消費者庁は新食品、いわゆる健康食品や機能性食品、こういうもののリスク管理を行っております。こういう主として3つのリスク管理官庁がリスク管理を行っているわけです。例えば農薬については、厚生労働省は農薬のそれぞれの残留基準、それぞれの食品に残っていても大丈夫な、むしろ残ってはいけない基準を厚生労働省が決めて、それを管理していきます。よって、必要なものは検査を行い、そして国民に安全なものを提供するわけです。農林水産省は農薬について使用基準を決めて、通常の使用基準をきちんと農家を守る限りにおいて、厚生労働省の残留基準が大丈夫である使用基準を設定しています。このようなことを行って、それぞれリスク管理、あるいはリスク評価が行われて、食品安全が守られていくということでございます。

今回、私どもではリスク管理機関である厚生労働省からB S Eの対策についてリスク評

価の依頼を受けたものですから、これについて私どもの方でリスク評価を行い、今度はリスク管理機関にお返しするということでございます。リスク分析は大きく分けてリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つの要素からなります。このリスク評価とリスク管理、それぞれの機関は全てリスクコミュニケーションということを行っていないといけないと。リスクコミュニケーションとは消費者、生産者、流通、マスコミ、そして科学者、このような利害関係者が色々なことを、お互いの意見を出し合って、そして分かり合っていこうということが基本でございます。勿論、リスクコミュニケーションというのは、いわゆる私どもの行政機関だけではなくて、食品メーカーもリスク管理者でありますから、こういうことをやっていかないといけないということがあるかと思います。（スライド3）

一昨年の12月に厚生労働省から食品健康影響評価を諮問されました。それは3つに分かれています。1つはまずBSEの国内措置について、検査対象月齢について20か月齢から30か月齢に引き上げた場合にどうなるかということ。それから、特定危険部位、SRMについて、これはOIE、国際基準と同じですが、頭部、それから脊髄、脊柱について現行の全月齢から30か月齢超に変更した場合どうなるかということ。そして、同じように国境措置について、米国、カナダ、フランス、オランダ、マスコミでは殆ど米国しか書いてありませんが4か国について月齢制限の閾値、これを20か月齢から30か月齢。フランスとオランダは輸入禁止でしたからゼロから30か月齢ですけれども。そして、特定危険部位が日本と同じように国際基準にした場合にどうなるかということを諮問されています。3つ目として、上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価するということです。私どもの方では、この1と2については昨年の10月に評価をして、厚生労働省へ答申をお返しております。今回、酒井座長にお話しただくのはこの3についてです。どうも色々と誤解があるようですが、この3については、ここの月齢の規制閾値、月齢制限についてどうするか。検査月齢と、それから輸入月齢についてどうなるかということを諮問されていまして、特定危険部位、SRMの範囲を変えるということには諮問されていません。よって、今回SRMの範囲を変えるということはないということです。よく誤解されている方がいらっしゃるんですが、もともと諮問がないこと、それから既に国際基準と同じになっているということで、SRMの範囲を変えるということではありません。

（スライド4）

経緯と致しまして、一昨年の12月に厚生労働省から諮問がありまして、そして全部で8回にわたってプリオン専門調査会において検討をしていただきました。そして、食品安全委員会、親委員会で審議した結果について、パブリックコメントをいただいて、最終的に厚生労働大臣に昨年の10月22日に答申を返しております。

(スライド5)

具体的にはどういうことかということ、まず議論として、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたということで、我が国、あるいは4か国の飼料規制等のリスク管理措置があるという状況の中で、牛群のBSEの感染状況、昨年BSEが確認されたのが21頭ということで、最盛期の3万数千頭から比べると非常に減ってきております。こういうBSEの感染状況を比べ、そして感染リスクと、実際に牛群がBSEに感染するリスクを考え、そして牛と人との種間バリア、牛から牛へうつるリスクと、牛から人へうつるリスク、当然種間バリアがあるので、牛から人への種間バリアがあると。こういうことを考えると、厚生労働省の諮問の内容にあります30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛の内臓を食べても、あるいは特定危険部位を変えても変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、vCJDの発症は考え難いという結論を出しております。具体的にどうなったかということ、先程の厚生労働省の諮問どおりで、国内措置については検査対象月齢を30か月齢超に、そして特定危険部位を変えたとしても、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると。同じく国境措置については、4か国についても、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるということでございます。何故、健康影響はないと書けないかという御意見がありますが、あくまでもリスクというのは非常に低くなっているということはあるとしても、リスク管理上の問題、あるいは、例えば特定危険部位も全部きれいに除去できるわけではないというようなこと、そういうことも踏まえて科学的な態度として、これはあくまでもリスクが非常に低いのだということを申し上げているということでございます。決してリスクがないということ、そういうことは言えないということです。ただ、非常に発症は考えがたいということで、まず我が国の国民がクロイツフェルト・ヤコブ病にはならないだろうということを申し上げておきます。

(スライド6)

具体的にこれを受けて厚生労働省がリスク管理措置を変えました。20か月齢超を30か月齢超に上げるということで、30か月齢以下の検査は不要になったということ。それから、今までは頭部、脊髄、脊柱、回腸遠位部全ての全月齢を特定危険部位にしておりましたが、このような形になったということです。

(スライド7)

輸入についても、アメリカ、カナダが20か月齢以下、フランス、オランダは輸入禁止だったものが、アメリカ、カナダ、フランスが30か月齢以下、オランダは12か月齢以下のものが輸入可能になっています。これはオランダのリスクが高いから12か月齢以下ということではなくて、オランダの場合、ヴィール（子牛肉）しか輸出する意思がないということなので、オランダの方からこれ以上の資料の提出をしないということで、このような輸出体制になっています。よって私どもの評価に対して、必ずしもリスク管理機関は全体の意見とか状況、現実のあり方、アベイラビリティ等を考えると、評価結果どおりにしないということもあり得るということです。勿論、それでリスクが非常に上がるという管理を行

うことはできません。これは当然30か月齢を12か月齢以下にするわけで、リスクは下がる方向なので、別に全然問題ないだろうということです。それから、SRMの除去の対象ということは、回腸遠位部と扁桃を全月齢にと。これは30か月齢以下しか適用されませんので、回腸遠位部と扁桃をSRMの除去の対象にしたということでございます。

(スライド8)

それで、1、2の評価依頼は終わりました、3についての評価依頼についてです。これについて今回、この後、酒井座長から説明をしていただきますが、平成12年10月12日に検討を始めまして、75回と合わせて計5回のプリオン専門調査会で御検討をいただきました。そして、4月8日に食品安全委員会で審議を致しまして、翌日からパブリックコメントを募集しているところでございます。

このパブリックコメントの募集は、5月8日まで行っておりますので、是非、御意見がございましたら、お寄せいただきたいと思います。その後、食品安全委員会で検討を行った後、評価結果を厚生労働大臣に通知するということになるかと思えます。厚生労働省もそれに合わせてリスク管理措置を変えることになります。

以上、簡単でございますが私の説明とさせていただきます。

○司会 続きまして、次の説明に入らせていただきます。

資料は資料2となります。牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②について、食品安全委員会プリオン専門調査会酒井健夫座長から御説明をいただきます。よろしくお願い致します。

## 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の見直しに係る食品健康影響評価②（案）の概要 我が国の検査対象月齢の引き上げについて

食品安全委員会プリオン専門調査会座長  
酒井健夫

こんにちは。ただいま紹介をいただきました酒井でございます。

先程、姫田事務局長から、ＢＳＥ対策の見直しの経緯についてお話をいただきましたが、平成23年12月19日に厚生労働省からＢＳＥ対策の再評価について諮問をいただきました。直ちに検討を開始して、説明がございましたように平成24年10月に最終結論を出させていただきました。その諮問事項の1つ目の国内措置、2つ目の国境措置については既にお返し致しましたので、残っている3番目のさらなる月齢を引き上げた場合のリスクの評価につきまして、今回、結論を得ましたのでご報告致します。ただし、この中でアメリカ、カナダ、フランス、オランダの4か国につきましては、まだ資料が十分ではございませんので、国内措置についての結論を先行させていただき、検討を継続しているところでございます。

（スライド2）

これは既に局長からお話がございましたように、まず2001年9月10日に国内において1頭目のＢＳＥの感染牛が確認されました。直ちに、この原因は汚染肉骨粉と判明しましたので、飼料規制を行いました。そして2001年に特定部位、ここでは2004年に食品衛生法の改正に基づいて脊柱の除去が義務付けられましたので、ここでは頭部と脊髄と回腸遠位部で、これらの除去と焼却の義務付けが始まりました。これが功を奏して、2002年1月以降、出生月齢でみた国内最後の発生牛の出生であります。確認したのは2009年であります、出生年月では2002年の1月、これが36頭目で、これ以降国内では発生していません。2004年9月に我が国のＢＳＥ対策の評価検証結果の中間取りまとめが行われました。また、特定危険部位であるSRMを除去することの徹底を図ることによって、ＢＳＥの感染リスクは低減し、非常に効果があるということで、取りまとめられました。そして、2004年にＢＳＥ検査の対象月齢を21か月、それまでは全月齢を検査対象にしたのを21か月齢以上とするということで、昨年の再評価に至ったところでございます。

（スライド3）

これは局長がお話しされましたスライドと一緒にございます。2003年の4月から新たな屠畜場の施行規則、あるいはＢＳＥの特別措置法の規則が一部改正されました。なぜ、2012年の10月に諮問に対する報告を行ったのに、半年しか経ってないのではないかというお言葉が、この前の説明会でございましたが、そうではなくて、既に23年の12月に諮問いただいた時から検討を加えておりまして、1、2を先行する形でお返しをしたわけであり、その際に30か月についてのリスク評価でありますので、今回はさらなる月齢を引き

上げた場合のということで、結果的には48か月超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できるということで報告したところでございます。過日、O I E、国際獣疫事務局の科学委員会において、B S Eに対します日本の状況の評価結果が出てまいりました。米国とオランダと日本におきましては、管理されたリスクの国から無視できるリスクの国に変更すべき結論が出され、今年度の5月に開催される総会で確定をするということになっております。したがって、この11年間B S Eが発生していない、そしてO I Eにおいても無視できる国になるという評価を得ているところでございます。B S E発生の原因が明確でありますので、この原因に対する対応である飼料規制が十分に機能を果たしていると言えます。

(スライド4)

それでは、この諮問事項の3番目でございます、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価に関して、これが今回検討を加えてきた結果です。諮問事項の3番目につきましては国境措置、これは輸入月齢、そして国内措置は検査月齢ですが、国内措置を先行する形で検査対象月齢の引き上げにつきまして検討致しました。輸入月齢につきましては、現在、資料を収集、あるいは検討しておりますので、この検討結果ができ次第御報告をさせていただきます。

(スライド5)

ここでの評価の基本的な考え方は、今申しましたように規制閾値、これは国内措置につきましては検査月齢を対象とし、国境措置としましては輸入月齢の制限を引き上げた場合のリスク評価です。ここでは2つの項目になります。1つ目は、定型B S Eの制御を基本として評価を行うことになります。この後に非定型B S Eの話も出てまいりますが、ここでは定型B S Eの制御を基本として評価を行います。そして、2つ目は、評価対象国において定型B S Eが発生する可能性が極めて低い水準に達しているかどうかを判断基準にすることになります。そして、これが判断できた段階で、一番下に書いてありますようにさらなる月齢の引き上げということになりますが、今回は国内措置について先行させていただきました。

(スライド6)

評価項目と評価手法はどうするかということになりまして、3点挙げてございます。まず、ここでは出生月齢で見たB S Eの最終発生時からの経過年数です。最終発生時の出生年月で見ましたところ、2002年の1月生まれが最後で、それ以降11年間発生が確認されていません。これは後程この11年間発生されてないということについて、詳しく評価をさせていただきます。2つ目が、交差汚染防止対策を含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数であります。2001年に肉骨粉飼料の完全禁止を致しましたので、これが功を奏していることになりますが、実際にはこういったことがどの程度遵守されているのかということを調査項目の中に加えて検討させていただきました。そして、3番目にはB S E対策の実施状況であります。2番目でもお話ししましたように、対策の遵守状況がどうな

っているのかについて評価を致しました。その評価した結果、ある年月以降の出生コホートについて、BSEが発生する可能性が極めて低い水準になっているかどうかです。これは定量的にはなかなか難しいので、定性的な判断を致しました。極めて低いと判断された場合、その後、一定期間検査を継続することについて、経過措置が必要であるかどうかということになります。まず上の四角の中の1、2、3について評価をして、次いで、その評価結果から極めて低い水準になっているかどうかを検討します。なっているとすれば、経過措置を必要とするかどうかということを検討に加えました。

(スライド7)

次に、具体的なお話しを致します。飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間でございます。まず、飼料規制の有効性の確認に必要な期間ということで、このBSEの場合、潜伏期間が5年から5.5年ということが明確になっております。有効性がどうなのかということでございますが、11年間発生をしていないという事実がございます。BSE感染牛の95%以上ということは、殆どの牛で検出するのに必要な期間で、見つかるのであれば、殆どが見つかる期間がどうなのかということでございます。これは95%ということであり、生物統計学的に信頼の期間という信頼度というのが95%ということが言えます。しかし、この場合では11年間経過することによって95%以上の検出を必要とします。この後に出てまいりますEUと、それからフランスの例でこの検討を致しました。

(スライド8)

これがそのイメージ図であります。上の赤い丸がBSEの陽性牛であります。仮に感染があった場合には必ずここで見つかるということになります。そして、もしも、この期間に感染がなければ、BSEが不検出というのが白丸ですが、この間に検出されなければ当該のコホートに今後BSEが発生する可能性は殆どありません。出生コホートというのは出生年月が同じ牛群でありますから、これは同じ牛群の中で感染が仮にあったとすれば、既にこの場合で検出されているはずで、我が国におきましては、11年間発生はありませんので、この後も検出はないであろうということが言えます。もしも、この期間に検出されなければ、出生コホートに今後BSEが発生する可能性は殆どないと言えます。このような形のイメージにおいて、次のスライドで説明します。

(スライド9)

これはEUにおけますBSEの感染牛の摘発年齢分布であります。なぜEUのデータを用いたかと言いますと、陽性例が我が国では36頭ありますが、ヨーロッパではご存じのように非常に摘発頭数が多いので、1994年から1999年に生まれたコホートのデータに基づくBSEの感染牛の摘発年齢分布、これを推定致しました。そして、右側の図では、これは2001年から2004年のフランスのデータに基づきまして推定を致しました。これによりますと、満11歳になるまでには96.6%摘発されています。11歳が経過した牛群では感染牛の殆どが摘発されているということになります。したがって、ここが10歳でありますので、11歳、ここで96.9%摘発されたということになります。そしてフランスにおきましても、

95%ということになりますと10.6歳、11歳でありますので、この11歳の段階で95%摘発されているということになります。したがって、ここでは欧州委員会が2007年に採用した手法を用いて、11年ということで我々は検討を行いました。

(スライド10)

これは日本のと畜時の年齢です。これまで2001年から2012年までに1,488万頭を日本では検査を行っております。その中でのと畜牛は1,395万頭であります。分布を見ていきますと、48か月というところで、37から48というところになります。83.1%が48か月以下ということになります。したがって、約17%が検査の対象になるということになります。120か月齢、10歳でと畜されるのは95%ですが、ここでいきますと約120か月ということになります。120か月以下でと畜されるのは我が国では95.5%含まれるということになります。

(スライド11)

これをまとめますと、飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間は、いずれの場合も11年経過すればあるコホートにおいて殆どの牛、これは95%以上の牛のBSE発生状況が確認できることとなります。しかも、豊富なデータに基づくEUにおけるBSEの感染牛の摘発年齢分布では、11年で96.9%が検出されています。この数字は信頼できる数字であると我々は判断致しました。したがって、BSEの発生が11年間確認されないことをもって判断する。その起点はBSEの感染牛の出生月齢で見た最終発生時点とするということで、2002年の1月がこの起点になります。

(スライド12)

それに基づきまして、安全性の確認であり、それが確認をされたならば、今度は経過措置が必要であるかどうかという3番目のところについてお話しを致します。ここでは出生コホートの検査による検証率についてでございます。ここでは最終の発生が2002年でありますので、2002年は96.9%の検証率であります。そして、これが経過をしていきますので、それによってこの検出率が下がっていくということになります。これはあくまでもEUにおきます感染牛の摘発分布に基づきまして、我が国の摘発年齢の推定による検証率ということで説明をしております。2002年の出生コホートでは96.9%、それから経過ごとに下がって94.3%、あるいは89.8%、80.1%、63.7%と低くなっています。肉骨粉飼料、これは原因がはっきりしていますので、飼料規制によって確実にBSE発生が制御されていることとなりますので、飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間、いわゆる経過年数を11年としますと、2013年の時点で2002年の最終出生後のコホートは無視できる段階にあると判断を致しました。これはOIEの考え方に一致するものであります。

(スライド13)

次に、BSEの対策がどのように行われていて、現在どういう状況にあるかということをも17項目の点検表を用いて、検討致しました。BSEの対策の実施状況について、BSE制御に有効な一定水準以上の規制が行われているかどうか。この点検表に判断基準を設け

まして、そしてこれを17項目と総合評価で、全ての項目につきまして検討致しました。例えば、生体牛は、これは侵入リスクを評価するものになりますが、肉骨粉について発生国からの輸入禁止措置がとられているか。そして、哺乳動物由来の肉骨粉の哺乳動物への飼料給与は禁止がなされている。これは「いるか」ということの問いに、答えは措置がとられていることになります。禁止給与措置がなされていることであります。そして、レンダリング施設等に対する定期的な監視が行われているかです。重大な違反がない。そして、O I E基準の同等以上のサーベイランスがなされているか。そして、下はSRMについてです。これはSRMの除去によって、これは現在と畜場で行われているものが完全に実施されているかどうか。一番下に記述してありますように、それらを2段階から4段階で評価を致しました。

(スライド14)

これが結果の要約であります。点検結果の総合評価で、レンダリング施設、飼料工場等の監視体制と遵守率です。遵守率と書きましたが、遵守状況ということで御理解いただきたいと思います。この部分だけが丸となり、これ以外のものは全て二重丸で、確実に遵守されています。2010年に飼料用の肉骨粉に牛由来たんぱく質が混入していた事例が1件ございました。しかし、これは飼料として利用されることなく焼却されています。フードチェーンの川上から複数多段階の監視措置が有効に機能していると評価致しました。したがって、ここのところだけが丸ということになりました。日本におきましては2002年1月に生まれた感染牛が最後の1頭で、それ以降11年間にわたってB S Eの感染牛は確認されていません。このことはB S E発生を制御するための日本の飼料規制が極めて有効に機能しています。各段階において総合的なB S Eに対する対策の実施によって、日本ではB S Eの制御ができているものと判断致しました。したがって、B S Eの原因は異常プリオンで、それが伝播することになりますので、飼料規制が完全に機能しておりますので、ここで感染は全く心配することはありません。ただし、この現状を継続するということが前提でございます。先程申しましたように2001年から2012年の間にと畜牛を1,395万頭検査しており、この中で、先程の2002年の36頭目が確認され、それ以降、出生年月で見ましたB S Eの感染牛は確認をされていません。

(スライド15)

以上のことをまとめますと、スライド番号の15番ですが、B S Eプリオンの侵入リスクの低減措置、これは輸入規制が的確に行っておりますので、リスクは極めて低いレベルであります。それから、B S Eプリオンの増幅リスクの低減措置で、これは飼料規制です。反すう動物用飼料への動物由来たんぱく質の使用禁止をしており、ここでのリスクは極めて低いレベルであります。それから、B S Eプリオンの曝露リスクで、これは食肉処理場でのSRMの除去とその焼却の義務、それからピッシングの禁止、こういったものによりまして、リスクは無視できる程度の極めて低いレベルにあるということが結論付けられます。

(スライド16)

以上のことをまとめてみますと、日本ではBSEの検査陽性牛の出生月齢を確認した図が、ここにあります。縦軸に確認の月齢であり、横軸に年次をとってあります。最終確認が2009年の1月でありますので、この部分で2002年の2月以降、これが出生したところになりますので、BSE検査陽性は見つかりません。この日本の飼料規制が極めて有効に機能しているということです。感染には感染源があり、感染経路があり、そして感染受性のあける宿主が必要であります。その中での感染経路を完全に遮断されていることがここで確認できます。

(スライド17・18)

そこで、評価結果につきましてこのように取りまとめを致しました。BSEプリオンについて、輸入規制による侵入リスクの低減措置は、先程スライドで御説明致しました。そして、飼料規制が的確に行われていることによりまして、増幅リスクの低減措置が適切であります。そして、食肉処理工程における曝露リスク低減措置が適切にとられていることで、感染の原因は遮断されています。さらに牛と人との間の種間バリア、これは種の壁という感受性の違いが、存在しますので、結論と致しましても、日本においては牛由来の牛肉及び内臓、特定危険部位以外、SRM以外の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJDの発生の可能性は極めて低いと言えます。

(スライド19)

評価結果2では、2002年の1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には、11年間にわたりましてBSEの発生が確認されておりません。したがって、BSE感染牛は、これまでのヨーロッパあるいはフランスの状況から判断致しますと、今後発生する可能性は殆どないと我々は結論付けました。

(スライド20)

しかし、評価結果3では、11歳未満の出生コホートは発生の確認のための期間がさらに必要であろうと判断しましたので、当面の間48か月を超えたものについての検証を継続する必要があります。この期間、当面の間であります、これが数年になるか、あるいはどのような期間かは、今後、検証を続けていく中で結論が出てくると思っております。

(スライド21)

これが最終結論であります、国内措置の検査対象月齢を48か月超、4歳超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断されます。感染が遮断されていますので、しかもこの11年間発生をしていないということで、我々としてはこの人への健康影響というものは無視できると判断致しました。

(スライド22)

そして、どのような根拠で48か月超を導き出したのかが、ここに書いてございます。まず1つは発生確認最低月齢で、一部の例外を除きましてBSE検査陽性牛は48か月以上、この後のスライドで非定型BSEの話が出てまいりますので、ここでは例外を除いてBS

E検査陽性牛は48か月以上であります。これは、今回の再評価の対象と致します日本、そしてアメリカ、カナダ、それからフランス、オランダ、これが現在の評価対象国でございますので、この中で言えます。そして、EUにおけますBSE発生の実績の推定からで、先程2枚のスライドを出させていただきましたが、BSE検査陽性牛の殆どがこの98%で48か月以上で検出されていると推定されます。そして、これは前回の検査対象を30か月と評価を致しましたが、経口投与実験、感染実験を行っております。これは、投与後44か月で、48か月に相当します。この感染実験には4か月齢の牛を使っておりますので、投与後44か月以降に異常プリオンたんぱく、これは1グラムというのはイギリスで最も感染濃度が高かった時、これを与えても48か月以上が相当するということで、この48か月の具体的な根拠と致しました。もう一つは、潜伏期間の知見で、BSEプリオンの摂取率が少ない程、潜伏期間が長くなるというこの感染実験の知見も含めます。以上のことで、検査対象月齢をこの48か月超とすることで具体的な根拠と致しました。

(スライド23)

最後になりますが、ここで1つ非定型BSEの問題がございます。下のところに孤発性の疾病である可能性があるということで、殆どの非定型BSEは8歳以上で、6.3歳から18歳までに分布しています。しかし、日本では23か月で1例見つかりておりますが、これにつきましては感染性がない、そして人への感染性は無視できるという結果を得ております。殆どが8歳以上の高齢牛であり、極めて稀に発生します。世界で現在60数頭でございます。これは48か月以上、高齢牛で極めて稀に発生するということでありますので、この48か月齢超で検査することで十分対応できます。一方、2002年の1月以前の出生コホートについて、これが重要であります。生存している高齢牛の中に極めて低い確率ですが、BSEに感染している牛が残っている可能性も完全否定はできません。現在のところ、この感染が遮断されておりますので、今後発生はないと考えられます。しかし、ゼロリスクではないということも考えますので、こういったことを含めると、48か月を超えた牛を検査することによって、これらのことは十分にカバーできると判断を致しました。

(スライド24)

この検査月齢を48か月超とした場合ですが、参考までにここに検査件数をおいてみますと、48か月齢は日本でのと畜頭数の累積パーセントでいきますと83.1%になります。したがって、検査対象が17%ということになります。

(スライド25)

これは先程、姫田局長からお話ございましたように、23年12月にいただいた諮問の内容でございます。今回、3番にございますようにさらなる月齢を引き上げた場合、しかも、国内を先行して答申を致しました。今後は、国境措置についての検討を継続して行っていく予定です。

以上で私からの説明を終わりにさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会 酒井座長、どうもありがとうございました。

ここで10分間の休憩をとりたいと思います。こちらの会場の時計で、ちょっとこの時計進んでいるかと思いますが、こちらの時計で3時35分に再開をさせていただきます。それまでにお席にお戻りいただきますようお願い致します。

それでは、ここで休憩と致します。

～休憩～

#### (4) 質疑応答・意見交換

○司会 時間となりましたので、再開をさせていただきます。

ここからは会場の皆様と質疑、意見交換を行いたいと思います。この後、質疑につきましては、先程情報提供させていただきました酒井座長、それから姫田事務局長に御意見や御質問に対応いただきます。

それでは、酒井座長、姫田事務局長、よろしくお願いします。

御質問のある方は手を挙げていただくようお願いしますが、私が指名致しますので、その後係の者がマイクをお持ち致します。その上で、差し支えなければ御所属とお名前をお願い致します。できるだけ多くの方に御質問、御意見等いただきたいと思いますので、発言につきましては要点をまとめて2分以内程度でお願いを致します。回答者におかれましてもできるだけ回答の方も簡潔をお願い致します。

それでは、御発言のある方、挙手をお願い致します。御質問、御意見、どのようなものでも結構でございますので、よろしくお願い致します。

それでは、真ん中の男性の方、お願い致します。

○質問者A 今日は先生、ありがとうございました。大変よく理解できました。

今日の御説明とはちょっと違うかと思うのですが、当初、イギリスでクロイツフェルト・ヤコブ病が三百数十人以上出て、非常に問題になりました。その原因というのが、確か日本では食べられていない子牛の脳を安い牛肉に混ぜてイギリスの人がハンバーグで食べた、そういうのが原因だということがございましたけれども、ここにも報道機関の方がいると思うのですが、そのようなこと全くといっていい程、殆ど知らされない。日本では、BSEが非常に怖いものだというような印象ばかりが報道されていたと思います。さらに報道特番でも、ホルスタイン牛がトラックからよろよろと降りてくる画像を流していました。あの牛は、その後はきちんと歩いていたということで、報道機関の方がこの機会を捉えてもっと正しく、あるいは政府もクロイツフェルト・ヤコブ病と人の関係というのをもう少し正しく理解させないと、非常に莫大な時間とお金を掛けて、ただ恐怖心だけをあおったのではないかと思います。この報道された時点で発生すべき点ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○姫田 御意見ありがとうございます。おっしゃるように、英国での発生は子牛の脳では

なくて脳全体だと思います。要するに、ハンバーガーの場合、通常我が国の場合は食味の関係から、つなぎはジャガイモでんぷんやウサギの肉とか廃鶏肉とかそういうものを多く使っております。ただ、イギリスでは安いハンバーガーでおっしゃるように脳を使ったものがかなりあったと聞いております。ただ、これが確実に発生原因になったかというのと、どうもそのようなものを食べた人達が多いのではないかと、言われておりますけれども、それが、科学的な知見としてはどうであったかと言いますと、なかなか申し上げられないということでございます。

また、報道機関の関係で、おっしゃるとおり、事実を誤認させるような映像がしばらく使用されていましたが、我々の方からも、誤解を招く映像は使用しないよう申し入れた次第でございます。絶対に確実に守られているとは言えませんが、その後、これらの映像が使われることが少なくなったかと思っております。

それから、私どもはこのようなことを踏まえ、BSEだけではなく、農薬、食品添加物等、私ども食品安全委員会の親委員から、順次マスコミの方々や消費者団体の方々を対象に、およそ3か月に1回程度のペースで勉強会を開催しております。また、これから一般的な連続講座というものを開いて、一般の国民の方々にも勉強会を開催することを予定しております。

○酒井 今の御指摘で、非常に重要なことは情報を速やかに正しくお伝えして、国民の皆様に認識と理解を高めていただくことです。共通の基盤を持つということが非常に重要だと思います。今回、食品安全委員会がこういう場を設けていただいたということは非常に重要だと思いますし、コミュニケーションという言葉だけでなく、行動する場を今後も多く設けていただき、皆さん方との対話を通じて共通の認識を求めていくということが重要ではないかと思っております。

○司会 その他発言、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

せっかくの機会でございますので、どのような内容でも結構でございます。多少の疑問という点もございましたらどうぞ。

それでは、どうぞ。

○質問者B 消費者団体の者です。 幾つか分からないところを教えていただければと思います。2分ということなので、ちょっと早口で。

1つは、お話にもありました非定型BSEの問題が消費者団体の中でも話題にはなっています。定型BSEの場合は発生のメカニズム等も含めてある程度解明がされているというふうに理解をしているところですが、非定型についてはそこまでは、まだ解明はこれからだという部分があるというふうに聞き及んでいます。今日の説明の中では、これまでの発生状況からすれば、48か月齢以上の検査をすることで非定型BSEのリスクについてもカバーできるのだという、そういう御説明だったと思うのですが、その発生のメカニズムが十分に分かっていない中で、過去の発生の状況だけからで、今、48か月齢以上で大丈夫だということがどれ位の信頼性を持って言えることなのか、まだ多少は信頼性に欠ける部

分が定型に比べればやっぱりあるということになるのか、そのあたりの考え方を少し教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、BSE検査の問題ですが、感染実験か何かの資料を読ませていただくと、検出できるようになるのが大体40か月齢以上とか、あるいは30か月齢以上とか、あるいは発症前7～8か月前位からしか検出はできないというような記述があると思うのですが、それでも、日本では21か月齢と23か月齢で、1,000分の1ぐらいのプリオン量で感染性はないということであったとしても、検出はされたことがあるわけです。そのことは、検出精度を上げれば、検出しようと思えばできるけれども、感染性はないからそこまでの精度を求めてないんだということなのか、21か月齢、23か月齢というのがたまたま偶然何かのはずみで検出されただけのことであって、通常は検出されないはずのものなのだというふうに理解していいのか、そのあたりどう考えていいのかがちょっと私自身よく分からないので、教えていただきたいというのが2つ目です。

3つ目が、今回、SRM以外の肉骨粉の肥料への使用を認めるという評価書が同時に出されていると思うのですが、エサではないにしても、肥料として出回るということは、例えば牧場の中でその肥料が誤って、牛のエサに使用されるという可能性自身はやはり起きてくるということなのかなとも思います。そういう意味では、リスクを高める要素にはなり得るのかなとも感じますので、そのあたりのことは、BSEでは非常に関心が高いところなので、やはり丁寧に説明もしていただいた方が、消費者としては不安感は減るのかなという感じがします。

最後に、これはちょっと厚生労働省さんに聞かないといけないのかも知れないのですが、これからの検査は恐らく48か月齢超のと畜牛と、24か月齢以上の高リスク牛（死亡牛）が検査されるということになるのだと思いますが、例えば48か月齢以下のところでサンプリング検査をやることによって、さらに解明が進む部分があるのではないかなというようなことも思うのですが、そのようなことはどのように考えられるのかということで少しお聞かせいただければと思います。

以上です。

○姫田 まず私の方から肥料利用と、それから48か月齢以下のことについてお答え致しますと、肥料利用については、プリオン専門調査会の方で明らかに不要ということで答申を返らせていただいています。これは基本的に科学的にはもう問題はないが、リスク管理上どうなるかということで、今、御質問あったように牧場で使われないかとか、万が一牛の口に入らないかというようなことのリスクは、わずかに残っているだろうと思います。ただし、基本的にもともと牛が食べる、万が一1頭の牛がいて、それが100頭位まとめてレンダリングされて、それが肉骨粉として肥料に使われた場合にどうなるかということになるかと思いますが、ただ、肥料利用用の肉骨粉についても、基本的には特定危険部位を取り除いた部位の通常の食用に回るものと同じものからつくられた肉骨粉であるということ。それから、もう一つは、リスク管理機関である農林水産省がしっかりとリスク管理を行っ

て行くということで、基本的には肉骨粉単体での肥料利用は認めないと。化学肥料として、肉骨粉は大体、果樹用あるいは果菜用に使用しますので、化学肥料を8、それから肉骨粉を2というような割合で、これは必ずマニフェストをつけて複合肥料メーカーに出荷することが基本です。それから、牛には与えてはいけないというような表示をすることで、牛からは隔離しようということです。

もう一つは、実はこの肉骨粉肥料というのは非常に高価な肥料でございますので、牧草とか家畜用のトウモロコシには基本的には使用していません。実際、牧場に肥料をまく場合は大抵牛糞の堆肥、あるいは場合によってはB B肥料と言われる一番安いタイプの化学肥料でございます。勿論、トウモロコシなどの場合は殆どが牛糞堆肥というような形になっておりますので、もともと使われないものを、きちんとリスク管理していくということで、問題はないということでお返しした次第でございます。

それから、48か月齢以下のものについてサンプリングするというのは、もともと48か月齢以下には、先程酒井座長からの説明で、今回基本的には、まずこの後、我が国ではB S Eは発生しないだろうと。よって、確認されないだろうということですが、48か月齢以上について念のため、ここは万が一の場合には確認される確率があると。したがって、48か月齢以下についてはまず必要がないということで、これをサンプリングするということは非常に無駄なことだと考えております。厚生労働省が最終的にどうされるかということは別ですが、人と税金の無駄遣いということです。具体的に、実際には、厚生労働省の方から単独の補助金で、およそ年間5億円位のキット代が支出されております。その他に県が2割位負担していますから、キット代で6億円位になるのですが、この6億円がかなり無駄になっているということが1つと、それから約3年間B S E陽性牛が出ておりませんので、400万頭ぐらいの牛を全国で検査して、それが全部陰性だという検査をやり続けているということです。残念ながら、今5億円とか6億円とかいった数字だけでなく、現実には食肉検査所の獣医師である食肉検査員が非常にこれに掛り切りになっているというような現状がございます。私どもとしては、やはり国民の食品のリスクを下げるという意味では、むしろ、寄生虫の検査ですとかO157等の病原性微生物の検査、こういうものをしっかりと行って行くことが国民の食品に関するリスクを下げることになるだろうと思っております。

あと、24か月齢の死亡牛については、これは厚生労働省ではなくて、農林水産省が実施しておりまして、これは、あくまでも死亡牛については、全て食品あるいは飼料のルートから除かれております。これは全部焼却もしくは油脂については燃料として燃焼させておりますので、これは食品リスクと全く関係はありませんが、これがいわゆるサンプリング検査になるわけです。これが24か月齢以上について今検査しているわけですが、今後、農林水産省がどうされるかということについては、どの程度のサンプリングをすれば、我が国の清浄性を確認できるかということを考えるということになるかと思えます。先程、酒井座長からもお話があったように、我が国も、5月には無視できるリスクの国になるとい

うことなので、そういうことも受けてどうするかということを考えるのではないかと思います。

○酒井 それでは、私から非定型BSEと、それから21か月齢についてお話をします。

まず、非定型BSEにつきましては、これは世界で今現在61頭確認されておりますが、先程申しましたように非常に高齢牛であります。それで、発生の年齢は6.3歳から18歳です。日本では23か月で見つっておりますが、これについては感染性が認められていないということで、人への健康影響は無視できると考えております。まずBSEと非定型BSEの違いであります。まず異常プリオンたんぱく質のバンドパターンが全く異なります。非定型BSEにつきましては、分子量に基づいてH型とL型の2つのタイプがございます。現在2種類に大別できます。これについて、フランスで確認されているもので、人への感染性の可能性があるかどうかについて、これまでサルで行った感染実験から示唆されておりますが、非定型BSEの発生が多く見られたフランスでも、この発生頻度は30か月齢以上の牛100万頭当たり、H型は0.41頭、それからL型は0.35頭で、極めて稀の発現であります。日本で23か月齢が確認されたことにつきまして、異常プリオンたんぱく質の蓄積量が定型BSEに比べて約1,000分の1でありまして、さらに人より感受性の高い遺伝子改変マウスの脳内接種による感染実験を行いました。感染性が認められないという結果がございますので、我々は定型BSEとは異なるものであると理解をしております。

それから、21か月齢につきましては、日本で21か月齢のBSE陽性牛がございましたけれども、これにつきまして門部におけるBSEプリオンの蓄積が定型BSEに比べまして極めて低く、これも1,000分の1程度であります。そして、BSEプリオンの感受性の高い牛型プリオン遺伝子組み換えマウスに脳内接種しても、感染性が認められない結果ですので、日本で見つかった21か月齢のBSE陽性牛につきましての人への感染性は無視できると判断しました。

以上でございます。

○司会 他に御質問、御意見等ございましたらお願い致します。いかがでございましょうか。何かございましたら。

それでは、そちらの女性の方お願い致します。

○質問者C お話ありがとうございました。

伺ってしまして、質問も答えていただいたのですが、やはり発生件数が少ないことを理由に、リスクがある以上無視することはできないのではないかというふうに私は思います。今回、プリオン専門調査会が48か月齢超というふうに緩和するところの根拠を、先程も、日本及び他の4か国のBSE検査陽性牛の実績が、一部の例外的な事例を除いて48か月以上ということだったのですが、やはりこの例外的な事例とか、残る2%というところに対策をとることこそが国民の健康と命を守ること、そしてBSEをやはりこの10年間の努力でこういうふうにしてきたことがあるわけですから、根絶まで本当に進めることが重要ではないかと思います。先程、税金と労力の無駄ということもありましたが、私は無

駄ではなくて、そういう自治体や国の努力があって、この10年強の間に本当に日本で発生するということを抑えてきたということを大いに評価もして、根絶まで引き続き続けていただきたい。それが科学の役割であり、予防原則を徹底するということかと思いました。

もう一つは、今回、4月1日からBSEの検査対象が20か月齢超から30か月齢超に引き上げて、さらにその検証が、今、同じ4月ですから、あまりされないまま、今度48か月齢へということで引き上げられることが、すごく消費者としては違和感を感じています。2月に始まって4月1日から、そして、もう48か月に引き上げるということは、実際に検証されているのだろうかということが非常に不安です。そのところをもう少し詳しく、どうして短時間でスピーディーにというか、緩和がされるのかなということの御説明をいただけたらと思います。勘繰るようですが、今、TPPに加入するということの前提条件として、日本のBSE対策の緩和を行うということが、アメリカから強制され、圧力が掛けられているのではないかと考えてしまう消費者の一人です。よろしくお願い致します。

○姫田 どうもありがとうございます。

まず、根絶までということですが、酒井座長の資料2の10ページの19のパワーポイントですね。これで評価結果2と書いてありますが、2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には11年にわたりBSEの発生は確認されていないということで、BSE感染牛は満11歳になるまでに、殆ど97%が検出されるということです。要するに、もし感染牛が存在すれば、97%でもう既に検出されているだろうと。よって、これからの分というのは、突然3%が検出されるのではなくて、97%検出されていないのだから、残りの3%はまず検出されることはがないだろうという考え方です。そういうことを考えて、今後、BSEが発生する可能性は殆どないと。これは先程ゼロリスクはないのだということで、根絶という言葉は使っていないのですが、まずそれに近い言葉が使われていると。要するに我が国でもBSEの発生する確率は殆どないんだということでございます。

それと、月齢を引き上げることによってということは、先程もここで御説明しましたようにそういう状況の中で、かつ、もう一度我が国の感染状況を調べてみましょうということで、48か月齢以上を検査してみようということで、検出されそうなところを、検出される可能性があるところを検査してみようということで、我が国についてはもう検査をする必要がないのではないかという議論が専門調査会の中でもあったのですが、そうは言いつつも、さらに検証を続けようということで、48か月齢超を検査対象月齢にしたということでございます。

それから、期間が短いということは、最初に私の方から説明致しましたように、これは2つの諮問を続けて評価したということではなくて、最初から30か月齢、資料1の一番最初を見ていただくと、お分かりいただけるかと思います。国内措置、国境措置、そしてさらにということで3つの諮問に対して評価を行っています。これは厚生労働省から、まず30か月齢について評価してほしいとの諮問内容によります。その後に検査月齢の引き上げについても評価してほしいということで、1、2については8回にわたって、そして3に

については5回にわたって専門調査会を開催していただいて、その中でご議論した結果ということで、特別に急いで評価を行っているということではありません。また、検証期間についてですが、今回の2つの答申内容というのは基本的に同じ考え方のもとにありますので、それを検証するという事ではないかと思います。それと、もし、実際にこのBSEのリスク管理に関する検証を行うということになると、11年というような期間を掛けることになるかと思いますが、それは現実的ではありません。

それから、TPPの絡みではありますが、今回、もう一度申し上げますが、我が国の検査対象月齢の引き上げを行っても、アメリカ、カナダ、フランス、オランダについては輸入月齢を引き上げるというわけではありません。まだこれについては、これから評価する内容です。そういう意味で、むしろ私どもが懸念しておりますのは、我が国だけ規制を緩めて海外を緩めてないということで、TPPに逆の方向での反作用が生じるのではないかとことです。特に何も今のところは生じておりませんが、そういう意味で、今回は我が国の基準を緩くしたということを御理解いただきたいと思います。

○酒井 ただ今の局長のお話に追加させていただきますと、16ページを見ていただければと思います。BSEの検証結果で、これは検出されたBSE陽性牛とBSE対策の効果の検証です。恐らくこれは今後も検証しなければいけないと思いますが、我が国においては2波の侵入リスクがあったのではないかと考えられます。これによって、2002年1月生まれのBSE陽性牛を最後の確認として、BSEは当然出生した子牛が汚染飼料を摂取したことによって発生するわけです。これを最後として発生していません。先程申しましたように、感染は感染源があって、そして感受性のある牛がいて、汚染飼料を摂取することで感染します。それがセットになって初めて感染が成立するわけですから、飼料規制が完全に実施されておりますので、恐らく今後は生じることはないと考えられます。このことがスライドの8ページ、これはイメージ図ですが、この中で、この2つの陽性牛群と陰性牛群が存在するとします。BSE陰性、これは11年間発生してないので、ここでは95%ということですが、これは生物統計学的に95%で十分に信頼性が存在します。これを読みかえますと、殆ど発生はしないと断言できます。したがって、リスクに対しては、局長が話されたようにほぼここで感染が遮断されています。

それから、30か月と48か月について、23年12月に諮問いただいてから全体として検討してきて、その中で諮問に30か月がありましたので、早くお返しするという事で30か月について結論を出して先行してお返ししました。したがって、当初から検討は続いておりますし、これからも我々は検討を続けていかなければならないと思っております。

○司会 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。先程のここまでの議論等も含めてその関連でも結構でございますが、ございましたらよろしく願います。

それでは、どうぞ。

○質問者D

今のやりとりを聞いていて少し混乱をしてしまったのですが、今回のリスクは検査対

象の月齢ということでございますよね。仮に、まずないとはいえ、仮に感染があったとして、見逃したとしてですね。これ全く仮定ですよ。その時に、私たちが心配しているのは、もちろん牧畜業を営んでいる方は別の関心もおありでしょうが、消費者の関心は食べてどうなのかということです。危険部位を取り除いていれば、私は安全であると認識しておりますが、それに間違いはないのでしょうか。

○酒井 今のお考えに間違いはないと思います。安全が確保されています。それから、これはリスク管理側の話だと思いますが、と畜検査はBSE対策だけではなくて病原微生物とか、あるいは寄生虫などの検査を行っています。衛生面での安全が確認されたものが流通されますので100%安全であると言えます。

○質問者D 今の先生のお話をお聞きすると、私たちが肉を食べるということに関しては、直接的関係がないという語弊がありますが、SRMとかそういうところで、危険部位の除去というところで確保されていると。この部分のことというのはまた別の意味があるということなののでしょうか。検査をすると。ここの検査の意味です。それをもう少し丁寧に説明をしていただけたらと思います。

○姫田 ありがとうございます。これは実は日本、EU、アメリカでかなり最初から考え方が違っていたのではないかなと思っています。これは先程の方がおっしゃっていたように、当初、平成13年の時に、全頭検査を行うということになった時、あの時のイメージでは、全頭検査をやることと、それからSRMを取り除くこと2つで安全性を確保するということがあったと思います。当時、EUもそれに近いことを言っていましたが、やはり、よく考えてみると、特定危険部位をきちんと取り除くということで食品としての安全性が確保できると。その中で、我が国では平成13年のBSEの国内発生に始まり、平成17年の20か月にする時にも、まだ全頭検査することで安全ですと農林水産省のホームページに掲載してあるというような御指摘を受けた次第でございます。当初、混乱の中で検査に対して非常にウエートを置いて国民の皆様方にお話をしてきたというのは事実でございます。それを今、プリオン専門調査会の先生方の中で検査のあり方や特定危険部位をしっかりと取り除いていくということ、どう位置付けていくかということが、まだ、もう少し我が国では議論が残っているかと思っております。

先程も最後に酒井座長からお話があったように、非定型について、8.3歳とか9歳とかという議論がありましたが、8.3歳なり8.9歳以上しか確認されてないということなのですが、それについて検査なしでいいのだろうかとか、そういう議論が少し残っているかと思っております。そういう意味では、やはり、もう一度、専門家の間で、科学者の間でその考え方について議論し、特定危険部位を取り除くことによって、安全性を確保することができるのだという結論を得たいと思っております。今はまだ、そこまで明確に食品安全委員会として結論を出したわけではないということを御理解いただきたいと思います。

もう一つは、特定危険部位さえ取り除けば、安全であると議論される方もいらっしゃるのですが、特定危険部位を取り除くということ、99.99%取り除くことはできても、それ

でも、100%取り除けるのかということ、それはあり得ないことなので、そういう意味では、やはりよりセーフティーネットを幾つかとるという考え方というのはリスク管理上あり得るべきだと私は思っているところでございます。

○司会 さらに御意見、御質問等あればお受けいたしたいと思います。何かございますでしょうか。

それでは、そちらの男性の方お願いします。

○質問者E 今日はありがとうございました。

1点お伺いしたいのですが、先程、局長は低い月齢で検査を行うことは無駄だというふうにおっしゃっていたのですが、それはそのとおりだと思うのですが、今回、48か月齢まで引き上げられるというような話になっていますが、その前に、もっと引き上げてもいいのではないか、72か月とかでもいいのではないかというような議論もあったとは思いますが。これを恐らく、今後さらに引き上げがあるのかどうかというような、どんどん引き上げが起こっていくと思うのですが、それが今後どのようなスケジュールで検査月齢の引き上げが行われていくのか、何か予定とかありましたら教えていただきたいと思います。

○姫田 まず、今回のさらなる引き上げについて、厚生労働省からの一番最初の諮問については、今回、答申をお返ししたので、この48か月齢で答申をお返ししたということで御理解いただきたいと思います。そういう意味では、他の4か国についてはまだ評価が残っているので、データがそろい次第、専門調査会で検討を始めていただくということになっておりますが、まだ、その検討は始まっておりません。それでは、それ以上引き上げるかどうかということについては、当然リスク管理側がどう考えていくかということになるかと思えます。ただ、今現在もう一度、さらに引き上げるという諮問がされたとしても、現時点で最新の科学的なデータに基づいて協議してリスク評価をした結果がこれであるので、今すぐにもう一度評価を行ったからといって検査月齢を引き上げるというわけではないということもあります。よって、当然次の新しい科学的データ、あるいはBSEの有病率でのデータが積み重ねられて、昨年が21頭の発生にとどまっておりますけれども、今後どのようになっていくかとか、そのことも踏まえてさらにということになるかと思えます。

ただ、食品安全委員会では、自ら評価というものがあるのですが、通常、食品安全委員会が自ら評価を行う場合は、リスクが高い状態であるのに、そのことに対してリスク管理機関が管理措置を十分に講じていないような場合に行うものであり、リスク管理機関の厳しすぎる基準に対して、より基準を下げるという方向で評価をし、リスク管理機関に物申すということはありません。リスク管理機関が緩過ぎるということ、あるいは健康被害を起こす可能性がある物質について、まだ何も対応をしていない、そのような場合において、私どもが評価を行うということなので、当然、今回の検査月齢の引き上げとか規制の緩和ということについては、まず、リスク管理機関がどう考えるかということが優先されると思います。

○司会 よろしいでしょうか。その他御質問、御意見等ございますか。

それでは、そちらの女性の方。

○質問者F 京都の一般消費者団体から参りました。

ゼロリスクがないということで、表現も、やはり極めて低いというような表現になっていますが、飼料規制に関しては完全にできているというように断言なさっています。生産地から消費地までの流通の過程においては、どのようになっているのかというのは、本当に疑いを持って見なければいけないケースが、今までも多々ありました。例えば、汚染米のこともありましたし、そういうことがあったという経験から言いますと、ここの部分が完全に管理されているということに関しても、本当にそうなのかというのは消費者の方は疑いの目を持ってしまいます。そのあたり、もう少し丁寧にお話しいただきたいのと、あと飼料の流通に加えて飼料の生産の部分にも管理がきちんと行われているのかというところも、お話ししていただきたいなと思いました。

○姫田 飼料規制については、平成13年の10月に肉骨粉の輸入と使用を禁止しております。その後、平成19年に飼料規制の再度の強化ということで、いわゆるA飼料、B飼料とっておりますけれども、牛あるいは反すう獣用の飼料と、それから豚鶏用の飼料を分離しております。これは全部全ての飼料工場で分離もしくはそれぞれの工場の牛の飼料をつくる専用工場と豚鶏の飼料をつくる専用工場に分けるか、単独工場にするかというようなことで管理を行っています。これはなぜかということ、理論的には一緒につくっても問題はないのですが、交差汚染対策ということで、交差汚染をいかに防ぐかということに重点を置いています。よって、豚と鶏については牛以外の肉骨粉について使えることになっております。ただし、牛が豚鶏の肉骨粉を使ってもBSEの発生原因にならないのですが、肉骨粉の形態が似ておりますので、万が一交差汚染が起こった場合、牛に使用していたらリスクがあるのではないかとということで、かなりリスクを下げる方向で、牛の肉骨粉は使わないけど豚鶏の肉骨粉は使えますと。しかし、それには、万が一豚鶏の肉骨粉が牛に入っても大丈夫だが、それでも工場を分けているということで、かなり厳しい管理を行っています。

具体的に、それでは、そのリスク管理がきちんと行われているかということなのですが、これは農林水産省の独立行政法人であります消費安全技術センター、昔の肥飼料検査所というところが行っています。FAMICとも言われますが、ここがコンスタントに立入検査を行っています。この立入検査は事前に連絡を行うということではなく、突然に行って、試料として飼料を無料でサンプリングして、検査を行うというスタイルの厳しい検査です。この検査結果を私ども今回のリスク評価、あるいは前回のリスク評価の時に提出していただいております。その結果として、いわゆるリスクに関わるものがあつたかということ、先程座長から説明がありました、7ページ、スライドの14でございます。点検結果の総合評価ということで、レンダリング施設、飼料工場等の監視体制と遵守率に関する項目でということであります。ここで農林水産消費安全技術センターが検査した結果、1例だけ牛由来のたんぱく質が混入していたと。これはどの位混入していたかということ、PCRで検査を行うので、ほんのわずかに混入していても確認されてしまうということで、それがたった

1例あったということです。その他、たくさんの違反事例ありますが、それは栄養成分が足りないとか、抗菌性物質が少なかったとか、ビタミンが足りないとかというようなもので、これはBSEのリスクとは全く関係のないものです。牛たんぱく質が混入していた事例の原因は、どうも肉骨粉を製造するレンダリング施設に供給すると畜場のラインで、そもそも、と畜場は豚と牛で施設は分けてあったのですが、作業員のトイレが1つだったということで、トイレで交差汚染があったのではないかと考えられています。この事例については、製造された飼料の出荷前に確認がとれたため、ロット単位で全部を抑えて焼却したということがあります。このような状況で、飼料のBSEに関する管理は行われているということから、そういう意味で先程申し上げたように飼料規制については確実に行われているとリスク評価を行ったと考えております。

参考資料1の26ページのところに、下にA飼料、B飼料、それから表5のところに年度別の検査指導件数と不適合件数というものがあります。これがFAMICで確認した検査結果です。その中の1件だけがリスクがわずかに確認されたということになります。問題はないという結果でしたが、他にも不適合件数が結構ありますが、これは栄養成分の間違いとか、栄養成分の不足とか、人に対するリスクではなく、経済的な問題という意味で、リスクはあったかと思われる事例でした。

○司会 今日配付資料の中で直接御説明をしました資料1、2の他に、参考資料と致しまして、今、局長が申し上げた参考資料1というのは、今回パブリックコメントに掛けておりますプリオンの評価書の（案）の全文を載せたものです。その他にも基礎的な知識、情報であるとかQ&A等も付けておりますので、また参考として見ていただければと思います。

その他に御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、こちらの男性の方。

○質問者G 兵庫県から来ました。今日はどうもありがとうございました。

今回、48か月齢に線引きしたということですが、前回10月の答申の際には、その中の感染実験で46か月齢というような数字があったかと思うのですが、それは牛にエサを与える開始月齢が違うからか何かの理由があるのかなと思うのですが、46か月というような意見も出たのでしょうか。一般的にこう考えると、より検査頭数が多い方が安心と考えられるので、46という線を引くといったような意見が会議等で出たのかどうか教えていただければと思います。

○酒井 ただ今の感染実験で、エサの投与開始後42か月と44か月の違いだということだと思います。53ページの資料4をご覧ください。感染実験のところで、1グラムを与えて42か月目まで感染が認められていないととるのか、44か月目から感染が認められたととるのかの違いで、内容的には一緒です。

○司会 座長の今のお話は、53ページにありますのが経口投与実験の結果ということで、投与後44か月のところで初めて検出されているということで、実際には投与時の月齢が4

か月から6か月なので、短い方の4か月を足して48か月という形になっているということです。

○酒井 これは実験に用いた子牛は4か月齢なので、44か月にプラス4か月ということで48か月ということです。

○司会 その他何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

大体予定していた時間にほぼ近づいて参りまして、御質問もほぼ出尽くしたように思いますので、よろしければこれで意見交換を終了させていただきたいと思います。

#### (5) 閉会

○司会 皆様熱心な御議論をありがとうございました。さらに発言したいという方もいらっしゃると思います。是非、お手元にありますアンケートに御意見等記入いただきますようお願いをいたします。

また、冒頭に申しましたとおり現在評価書(案)に対するパブリックコメント中でございます。この期限が5月8日ということになっております。こちらの意見、情報の募集の方に御意見をお寄せいただければと思います。本日の意見交換会を踏まえまして、御意見等いただければ幸いに存じます。

それでは、酒井座長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。円滑な議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

お渡ししておりますアンケートに是非、御記入の上、出口に回収箱を用意しておりますので、そちらにお入れいただければと思います。また、食品安全委員会では日常的にも食の安全ダイヤルなどでも御意見や情報を受け付けておりますので、そちらも、是非、御活用ください。

それから、会場の事情もございまして、ごみに関しましては大変申しわけございませんが各自お持ち帰りいただきますようお願いを致します。

本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

会場の都合上、恐れ入りますが速やかに退出をお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

午後4時31分 閉会